

強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱

制定 令和元年9月18日付ブランド第266号
一部改正 令和2年4月1日付ブランド第644号
一部改正 令和3年4月21日付ブランド第21号
一部改正 令和4年4月28日付ブランド第36号
一部改正 令和4年8月26日付ブランド第214号
一部改正 令和6年3月8日付ブランド第375号

(趣旨)

第1条 県は、地域経済を牽引する中核的な食料品及び飲料製造事業者（以下「食品等製造事業者」という。）を育成するため、食品等製造事業者が県産原材料の調達を増大し、販路拡大を推進するために行う取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 商工団体

商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

(2) 支援機関

商工団体、市町村及び公益財団法人しまね産業振興財団のうち、事業実施主体による手続及び事業実施を主体的に支援する機関をいう。

(3) 関係機関

市町村、農林漁業支援機関、中小企業支援機関、金融機関、公益財団法人しまね産業振興財団、公益財団法人島根県環境保健公社、一般社団法人島根県物産協会等の食品等製造事業者の事業実施を支援する機関及び県の関係課、産業技術センター等の関係機関をいう。ただし、前号の支援機関となった機関を除く。

(事業の目的等)

第3条 事業の目的、補助対象事業、補助対象経費、事業実施主体、補助率等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外するものとする。

(支援機関等による支援)

第4条 支援機関は、事業実施主体が行う次条の規定による事業採択の申請、第6条の規定による補助金の交付申請等のこの要綱の規定による手続及び補助事業の実施並びに補助事業実施後の県産原材料調達額及び販路の拡大等に係る取組を支援するものとする。

2 支援機関は、前項の規定による補助事業の実施及び補助事業実施後の取組への支援に当たって、事業内容に応じた関係機関による支援体制を構築するものとし、支援機関と関係機関は相互に協力して支援を行うものとする。

(事業採択の申請等)

第5条 事業実施主体は、この要綱の規定により補助事業を実施しようとするときは、自らが

支援を受けようとする支援機関の同意を得た上で、様式第1号の事業採択申請書、様式第2号の事業実施計画書及び関係書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された事業実施計画書等に基づき、別に定めるところにより書面及び事業実施主体のプレゼンテーションによる審査を行う。

3 知事は、前項の審査による評価を踏まえ、事業実施主体と協議し、事業の実施を適当と認める場合は、これを採択するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第3項の規定による採択を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号の補助金交付申請書及び関係書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行い、様式第4号により事業実施主体にその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 事業実施主体は、規則第7条の規定により申請の取下げをしようとするときは、様式第5号を知事に提出しなければならない。

(事業の着手時期)

第9条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。

(変更承認申請)

第10条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた事業実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、様式第6号により申請し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業を実施する地の変更
- (3) 事業の実施期間の延長
- (4) 補助金を増額する場合又は20%を超えて減額する場合
- (5) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (6) その他知事が必要と認める場合

(県内中小企業者への優先発注)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めること。

(事業完了報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに様式第7号及び関係書類を知事に提出し、検査を受けなければならない。

2 前項の関係書類は、様式第8号のほか、支出を証する書類の写し等とする。

(実績報告)

第13条 補助事業者が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第2号及び様式第9号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した

日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第11条に規定する通知は、様式第10号によるものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業により取得し、又は効用の増加した減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)に規定する財産については、同令に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことによる収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 規則第13条第1項第4号に掲げる「機械及び重要な器具で知事が指定したもの」とは、全ての機械及び器具とする。

4 規則第13条第2項の「耐用年数を勘案して知事が定める期間」については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)」における期間等の取扱いに準ずるものとし、必要となる手続に要する様式等については、当該通知を参考に別に定めるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第17条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しないものについては、様式第8号その他の関係書類を整備保管しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第18条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について様式第11号による報告を求め、又は調査を行うものとする。

(事業計画達成状況報告)

第19条 補助事業者は、補助事業実施年度から起算して5年間、当該年度における事業計画の達成状況等について、様式第12号によりその翌年度の5月末までに知事に報告しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。改正前の本要綱により実施した事業について

ては、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付決定を受けた補助事業に係る事業の目的、補助対象事業、補助対象経費、事業実施主体、補助率、補助上限額等の要件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付決定を受けた補助事業に係る別表に定める事業の要件及び補助上限額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月8日から施行する。